陳情第２３号

すみれガ丘地区公園内設置の任意団体広報板設置に関する調査を求める陳情

陳情の趣旨

現在、すみれガ丘地区内には、中央・東西南北５カ所の公園があります。

そのうち３カ所の公園内に任意団体の１㎡相当の広報板が設置されています。

中央公園入口にある任意団体の広報板は、市の広報板からわずか１０数ｍほどしか離れていません。公共の場である公園に、一任意団体の広報板が設置された経緯はどのようなものであったのか、またその必要性を公園河川課がどのように認識していたのか、広報板設置費用は任意団体が負担したのか、市が負担したのか調査してください。また、公園内の設置物には、市の公園条例によって使用料金が発生することになっていますが、任意団体からの支払はあるのか、市長の減免決済により支払われていないのか、合わせて調査してください。減免による支払いが行われていない場合、市内３００カ所ある公園においても同様の措置となるのかどうかご調査・検討ください。

陳情の項目

１　すみれガ丘地区内公園に設置の任意団体の広報板３カ所についての上記内容についての調査を求めます。

令和５年（２０２３年）２月８日

宝塚市議会議長　三　宅　浩　二　様

陳情者 [redacted]